

令和7年度青森県介護事業所業務改善支援事業費補助金

対象事業所	青森県内に所在する介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
対象事業	介護事業所が厚生労働省作成「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」に基づき、知識・経験を有する第三者（業務改善支援事業者）の支援を受けて職場環境の改善を図る事業
補助対象経費	業務改善支援事業者の支援を受けた職場環境改善に資する取組（①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価等）に必要な経費 ※ 報酬、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費
補助率	1 / 2（1事業所あたり 300 千円以内）
申請受付期間	令和7年9月30日（火）【必着】 ※申請を希望される場合は、事前に下記まで御連絡ください。

補助要件、様式等の詳細については、下記 URL にてご確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo-consulting.html>

青森県庁ホームページ：青森県介護事業所業務改善支援事業費補助金



【担当】青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課 介護事業者グループ

電話：017-734-9299 FAX：017-734-8090

メール：kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp